

和光市立学校体育施設利用の手引き

令和7年4月施行・改訂
和光市スポーツ青少年課

1	学校開放の趣旨	1
2	利用するためには	1
3	団体登録の手順	2
	◆登録申請から登録完了までの流れ	2
4	利用申請の手順	3
	◆毎月の流れ	3
	◆申請する際の注意事項	3
	◆広沢小学校夜間校庭開放	4
	◆メール利用申請例① 毎月申請する場合	4
	◆メール利用申請例② 一定期間申請する場合	5
5	利用の方法	6
	◆小中学校体育館、広沢小学校夜間校庭	6
	◆利用日誌記載例と記載ポイント	7
	◆小学校校庭	8
	◆和光市総合体育館に関する留意事項	8
6	利用のルール（利用者全員に周知してください）	8
	◆全施設共通ルール	8
	◆下新倉小学校校庭・体育館ルール	9
	◆空調設備利用ルール	9
7	利用許可の取り消し	10
8	小中学校体育施設開放日・開放時間帯	11
	◆小学校体育館開放（下新倉小学校を除く）	11
	◆下新倉小学校体育館開放	11
	◆小学校校庭開放（下新倉小学校を除く）	11
	◆下新倉小学校校庭開放	11
	◆広沢小学校校庭夜間開放	11
	◆中学校体育館開放	11
9	各学校 開放体育施設一覧	12
10	埼玉県立学校の体育施設の利用案内	12
11	学校開放備品一覧	13

1 学校開放の趣旨

学校開放の制度は、市民のスポーツ・レクリエーションの活動の場の確保を図るため、学校教育法第137条及び社会教育法第44条、スポーツ基本法第13条の規定に基づき学校教育に支障のない範囲で和光市教育委員会所管の小学校及び中学校の体育施設を市民に開放し、もって社会教育の振興を図ることを目的としています。

2 利用するためには

市内小中学校の体育施設を利用するためには、初めに団体登録の手続きが必要です。登録には、次の3つの要件を全て満たしていることが必要です。

また、学校体育施設利用団体として登録する前に、次の事項に承諾していただくことが必要です。

和光市立学校体育施設利用団体の3つの要件

- ① 団体代表者が18歳以上であること。
- ② 10名以上で構成される団体であること。
- ③ 団体構成員の7割以上が和光市在住・在勤・在学のいずれかであること。

登録前の利用上の承諾事項

- ◆体育施設を利用できるのは名簿に記載された人のみであること。原則、一人の構成員が、複数の団体に所属することは出来ないこと、また登録された内容以外の活動はできないこと。
- ◆体育施設に負担のかかる活動（床や壁に傷の付く恐れのある競技をする等、グラウンドを利用前の原状に復せないような利用をする等）はできないこと。
- ◆営利活動（体育施設を会場にして有料の講習会を開く、月謝を徴収して塾的な経営をする等）や宗教活動、政治活動を目的とする利用は出来ないこと。
- ◆けがや学校備品の破損を想定し、スポーツ安全保険または類似の傷害保険・賠償責任保険に加入すること。
- ◆市・学校の予定が最優先となるため、急な工事や行事日程の変更により利用許可した日を後日取り消す場合があること、利用許可の取消しがあっても補填対応を行うことはないこと。
- ◆年1回ほど行われる学校体育施設開放運営協議会に代表者または構成員が参加すること。

3 団体登録の手順

登録申請はスポーツ青少年課窓口または電子メールで受付します。登録申請・更新に必要なものは以下のとおりです。

- (1) 和光市立学校体育施設利用団体登録申請書（※1）
- (2) 団体名簿（様式例もありますが、氏名、和光市在住・在勤・在学を示すものであれば形式は問いません）
- (3) 和光市在住・在勤・在学を証明するもの（登録者全員分の提示。コピー、スマートフォン等による写真可）（※2）
- (4) 会計報告書（会費を徴収している団体のみ提出が必要。形式は問いません）

（※1）所定の様式をお渡しします。

（※2）証明するものは、免許証や保険証等、名前と住所が確認できるものをご準備ください。また、在勤証明の場合は、勤務所在地・名称・電話番号が明記され、社印が押印されている証明書の提出をお願いします。なお、和光市スポーツ協会加盟団体や和光市スポーツ少年団の所属団体等の場合、提示を省略できる場合があります。

利用希望の場合、スポーツ青少年課まで、お問合せください。

◆登録申請から登録完了までの流れ

(1) 申請書類の内容を確認します。



申請事項・提出書類に不備がないことを確認

(2) 本手引きに基づき、利用のルールを説明します。



手引きの内容・説明事項を承諾

(3) 『和光市立学校体育施設利用団体登録証』を交付します。 **登録完了！**

（※）登録の有効期限は、登録時期にかかわらず、偶数年度の年度末（3月31日）までです。

（※）団体登録完了後、必ずスポーツ安全保険または類似の傷害保険・賠償責任保険に加入してください。

4 利用申請の手順

◆ 毎月の流れ

当初申請・調整期間	10日まで	<ul style="list-style-type: none"> ■各利用団体→スポーツ青少年課 翌月分の利用希望をスポーツ青少年課にメール（推奨）、FAX、窓口で提出
	11日 ～18日頃	<ul style="list-style-type: none"> ■スポーツ青少年課→各利用団体 各利用団体の利用許可申請と各学校の学校行事予定をもとに調整を行う。調整結果をまとめた「利用予定表」（全学校分）を、すべての利用団体宛てにメールする ■各利用団体 利用予定表が到達し次第、各利用団体の許可日時を確認する
追加申請期間	20日頃～	<ul style="list-style-type: none"> ■和光市総合体育館→各利用団体 和光市総合体育館2階受付窓口にて学校体育施設の利用予定表を公開し、各利用団体からの追加申請を受け付ける ■各利用団体→和光市総合体育館 窓口にて使用予定表が公開された後、空いている施設・日時を確認し、申請する

◆ 申請する際の注意事項

- ・申請にあたって必要なメールアドレス等は、団体登録の際にお伝えします。
- ・メール申請の場合、受付完了メールを必ず返信します。メール申請後、2日程度経過しても受付完了メールが届かない場合、メール到達確認の電話をしてください。
- ・FAXにて利用申請書を提出される場合、必ず到達確認の電話かメールをしてください。到達確認の電話は市役所開庁時間である『平日8時30分～17時15分』の時間に行ってください。
- ・複数校で、同じ日時を利用申請することは出来ません。
- ・11日以降の申請は受付しません。
- ・学校の行事を最優先とし、各団体から提出された利用希望を調整します。利用希望が重複した場合、可能な範囲で公平になるよう調整しますが、利用希望に添えないことがあります。また、青少年健全育成の観点から、スポーツ少年団の活動を優先して調整する場合があります。あらかじめご了承ください。
- ・追加利用申請は、和光市総合体育館2階受付窓口で公開している各学校の利用予定表で、空いている箇所を確認し、申請してください。追加利用申請は、和光市総合体育館2階受付窓口のみで受付します。和光市総合体育館2階受付の利用予定表の空いている箇所に利用団体名を記入し、その内容を転記した「追加利用届出書」を提出することで、利用許可申請及び利用許可を行ったこととします。
- ・和光市総合体育館の入館方法や追加利用申請の方法は、別冊資料をご参考ください。
- ・追加利用申請のみのために和光市総合体育館に入館した場合、駐車料金の無料処理を行うことができます。その際は、受付に駐車券を渡してください。
- ・施設の空き状況は、和光市総合体育館2階受付窓口で公開する利用予定表と『和光市

公共施設予約システム』(<http://www.pf489.com/wako/web>) でどなたでも確認できます（利用者登録など不要）。

- ・キャンセルする場合は、利用しないことがわかり次第すぐに和光市総合体育館に、メールでご連絡ください。

無断キャンセルした場合は代表者へ確認連絡をする他、利用状況の改善が見込めないと判断した場合は利用許可を取り消す場合がありますのでご注意ください。

◆ 広沢小学校夜間校庭開放

(1)申請・使用方法

- ① 『和光市公共施設予約システム』(<http://www.pf489.com/wako/web/>) にて予約手続（抽選）を行ってください。なお、『和光市公共施設予約システム』を利用するためには、別途登録手続が必要です。登録手続が済んでいない方は、事前にスポーツ青少年課にご相談ください。
- ② 予約後、スポーツ青少年課窓口で利用申請書を記入・提出してください。提出いただいたその場で、許可書を発行します。
- ③ 許可書発行後、利用日までに使用料を市役所1階の埼玉りそな銀行出張所でお支払いください。
- ④ 利用当日、和光市総合体育館2階受付窓口にて、許可書を提示してください。照明機器を利用するための必要機材等をお渡しします。利用後、受け取った必要機材等を返却してください。

(2)追加申請方法

「(1)申請・使用方法」と同様

(3)キャンセル方法

使用料納入前は、『和光市公共施設予約システム』でキャンセルすることができます。

使用料納入後は、利用しないことがわかり次第、和光市総合体育館にメールでご連絡ください。事前に連絡いただければ、利用日の振替えができる場合があります。事前連絡がない場合、使用料の返金や利用日の振替えはできません。

◆ メール利用申請例① 毎月申請する場合

和光市スポーツ青少年課 御中

学校体育施設利用について、以下のとおり申請します。

(1)利用団体名 ○○バスケット

(2)利用希望施設 ○○小学校 体育館

(3)利用希望日時 令和○年○月

○日(○) ○時～○時

○日(○) ○時～○時

(4)備考 特になし

◆ メール利用申請例② 一定期間申請する場合

和光市スポーツ青少年課 御中

学校体育施設利用について、以下のとおり申請します。

- (1)利用団体名 ○○バスケ
- (2)利用希望施設 ○○小学校 体育館
- (3)利用希望日時 令和○年○月～令和○年○月
毎週○曜日 ○時～○時
- (4)備考 特になし

記載事項のポイント…

- ・①団体名・②利用希望施設・③利用希望日時を記載してください。
- ・提出する前に日付・曜日・時間帯など利用希望日時をもう一度確認してください。
- ・希望日時の中でも、特に希望する日時がある等、連絡事項がありましたら備考に記載してください。利用調整の際の参考にします。
- ・一定期間まとめて申請いただくことも可能です。

5 利用の方法

◆ 小中学校体育館、広沢小学校夜間校庭

(1) 和光市総合体育館2階受付窓口において、利用団体登録証（コピー、スマートフォン等による写真可。広沢小学校夜間校庭の場合、利用許可書。）を提示し、利用学校名・日時を伝えてください。

（例：本日、〇時から〇〇学校を利用する利用団体〇〇です。）

(2) 受付から「貸出票」が渡されるので、必要事項を記載のうえ、提出してください。

(3) 施設利用にあたって必要な鍵や機材と利用日誌を受けとってください。なお、鍵等の受け取りは原則、利用開始時間の30分前からにしてください（※）。

(4) 適宜、施設を利用してください。

利用後は施設の清掃・消灯・扉や窓の鍵かけ等をして最後に正門・裏門をきちんと閉めてください。

(5) 和光市総合体育館2階受付窓口にて、必要事項を記入した利用日誌と鍵を返却してください。なお、鍵の返却は、例外なく許可時間の30分後までに返却してください。返却されないと、次に利用する団体が入館できなくなる場合があります。返却時間は厳守してください。

なお、鍵・利用日誌の現地引き継ぎは原則として禁止します。

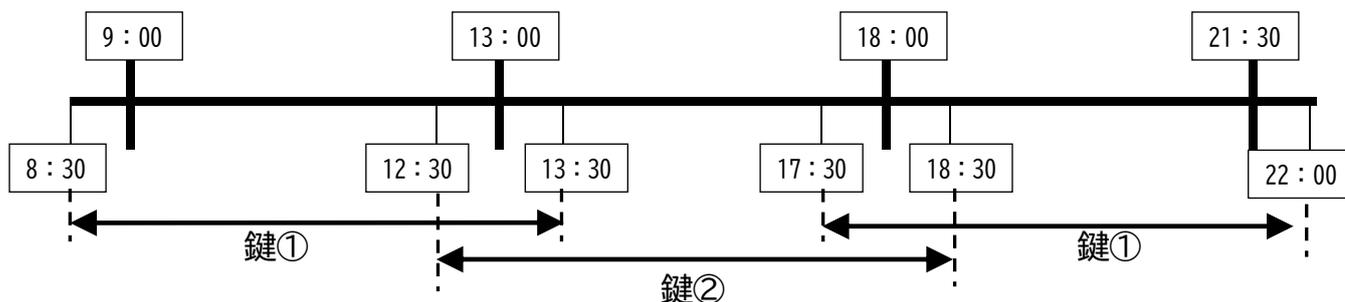
（※）特段の事情があつて、貸出可能時間外に鍵を借りたい場合、利用者は事前に和光市総合体育館受付まで貸出希望時間をメールしてください。和光市総合体育館の営業時間の範囲で、可能な限り、調整します。業務の関係上、希望どおりの時間で調整することができない場合もあります。あらかじめご了承ください。

貸出票	
利用団体	_____
貸出時間	_____
返却時間	_____

【利用時間の例】

利用許可時間：9時～13時 ▶ 鍵の貸出可能時間：8時30分～13時30分

【鍵の貸出タイムテーブルの例】



◆ 利用日誌記載例と記載ポイント

学校体育施設利用日誌 可能な限り正確に記載すること。

利用団体名	和光市 ○○部					利用人数	10
利用学校 (利用学校の左枠に○をつけてください)	<input type="radio"/> 白子小	新倉小	第三小	第四小	第五小		
	○ 広沢小	広沢小 夜間校庭	北原小	本町小	下新倉小		
	大和中	大和中 (卓)	大和中 (武)	第二中	第二中 (卓)		
	第三中	第三中 (卓)					

利用日時	○月 ○日 (○)	空調を利用した時間は、電源を入れてから、切るまでの時間を記載すること
空調設備利用時間 ・体育館利用団体のみ ・ <input type="checkbox"/> にチェック(✓)	<input type="checkbox"/> 空調設備を利用しなかつた (空調設備がない場合含む) <input checked="" type="checkbox"/> 空調設備を利用した…下欄に利用時間を記入 (端数計算しないこと) 空調設備利用時間： 18時00分 ~ 21時30分 (※) 令和7年6月1日から、空調設備を利用した場合、使用料がかかります。	

会場責任者	ふりがな	わこう たろう	会場責任者は、必ず当日会場にいる方を記載すること。当日不在の団体代表者や鍵の受取担当者を記載しないこと。
	氏名	和光 太郎	
	電話番号	048-464-1111	

連絡事項 (連絡事項がない場合、空欄。)	(記載例1) 体育館入口の電球が切れていましたので、報告します。 (記載例2) 利用の際、窓とカーテンを破損してしまいました。破損の状況について、写真撮影のうえ、メールします。弁償等については、追って調整させていただきます。 (補足) 備品破損 写真撮影し、その写真 スポーツ青少年	記載例のとおり、電気が切れている・備品を破損してしまった等連絡事項がある場合、必ずこの欄に記載すること。
-------------------------	---	--

- <チェックリスト> (※) 必ず複数人でチェックしてください
- 清掃及び後片付けをしましたか。
 - ごみや忘れ物を確認しましたか (ごみは各自持ち帰ること)。
 - 施設・用具等の損傷はありませんか。
 - 入口や窓等の施錠はしましたか。
 - 使用施設 (アリーナ・トイレ等) の電気は消しましたか。
 - 《空調を利用した場合》電源は消しましたか。
 - 《新倉・本町・下新倉小体育館利用の場合》機械警備はしましたか。

- <注意> 必ず複数人で確認、チェックすること。
- ・夜間利用は午後9時30分が完全返却時間です。鍵の返却は午後10時までに完了してください。
 - ・利用後は、鍵や日誌等の貸与物を速やかに返却してください。
 - ・入口等が破損、鍵がかけられないなどの緊急時は、和光市総合体育館窓口まで連絡してください。
- <和光市総合体育館電話番号：048-462-0107>**
- ・利用日誌の記載漏れがないように注意してください。
 - ・記載漏れがある場合には、その部分について、確認させていただく場合があります。
 - ・上記の個人情報、和光市が実施する学校体育施設開放事業の運営のみに利用します。

◆ 小学校校庭

利用の際は、団体登録時に交付される「和光市立学校体育施設利用団体登録証」を携帯してください。スマートフォン等の写真による携帯でも可能です。

利用後は、学校の授業や行事に支障がないように、必ず原状復帰してください。帰る際には、正門または裏門を最後に出る人がきちんと閉めてください。

校庭への車両の乗り入れは、学校から許可された場合を除き、原則禁止です。荷物の搬入等の場合も、乗り入れは一時的とし、駐車はできません。

◆ 和光市総合体育館に関する留意事項

和光市総合体育館の入館方法や鍵受取の流れについては、別冊資料「和光市総合体育館への入館方法、追加利用申請方法、鍵受取方法」をご参考ください。

鍵受取（返却）のみのために和光市総合体育館に入館した場合、駐車料金の無料処理を行うことができます。その際は、受付に駐車券を渡してください。

6 利用のルール（利用者全員に周知してください）

学校体育施設開放の制度は、子どもたちにとって大切な教育の場である学校体育施設をお借りするものです。子どもたちの模範になるよう、また利用する学校の先生方から信頼を得て、快く学校を開放していただけるような使い方を心がけてください。

◆ 全施設共通ルール

(1) 利用時間を守ること。

許可時間は準備・後片付けを含んだ時間です。許可時間前に利用施設に立ち入らないでください。また、確実に後片付けをして許可時間内に退出してください。

(2) 利用の際は「和光市立学校体育施設利用団体登録証」を携帯すること。

(3) 学校や学校近隣の方に迷惑をかけないこと。

特に夜間のご利用の際は、近隣のご迷惑とならないよう、学校周辺に留まらず速やかに退館してください。

(4) 学校施設の汚損につながるような飲食は禁止です。

(5) 学校敷地内及びその近隣地域は禁煙です。過去に、学校体育施設利用団体の喫煙を目撃した、という近隣住民からの報告を複数回受けています。禁煙を徹底してください。

(6) 利用後は用具の整理及び施設の清掃を行うこと。

(7) ごみは必ず各自持ち帰ること。

(8) 体育館内の備品は必要なもの以外は触れないこと。

特に、児童を連れている場合は、児童が用具庫で遊んだりピアノを弾いたりしないように、大人がよく注意してください。

(9) 利用許可施設以外は立ち入らないこと。

(10) 照明の消灯、窓や扉の施錠、校門の開閉については、会場責任者が最後にきちんと確認すること。また、利用前に窓が開いている場合でも利用を終える際には閉めること。

- (11) 車両、自転車で校庭内乗り入れは原則禁止であること。
- (12) 学校施設を破損するおそれがある競技（例：硬式野球、屋内フットサル）は禁止であること。
- (13) 学校施設や備品に異常があった場合は、利用日誌でスポーツ青少年課に報告すること。なお、状況確認のためスポーツ青少年課から会場責任者に連絡する場合があるため、必要に応じて、現場の写真を撮影するなどしておくこと。
- (14) 利用日誌は記載漏れの無いよう注意すること。また、会場責任者は当日会場にいる方とし、当日不在の代表者や鍵の受取のみで会場に不在の方を会場責任者として記載をしないこと。
- (15) 学校の備品や窓等を破損した場合は、利用日誌で報告の上、必ずスポーツ青少年課と学校に連絡すること。なお、破損した備品等は、原則として利用団体の弁償となるため、必ずスポーツ保険等類似の傷害保険・賠償責任保険に加入すること。
- (16) 駐車スペースに限りがあるため、車での来校は極力控えてください。車で来校される場合は、トラブルにならないよう、譲り合ってご利用ください。
- (17) 運動会等学校行事の予備日を利用したい場合、行事開催の有無を含め、当該校と直接調整ください。

◆ 下新倉小学校校庭・体育館ルール

- (1) 学校や学校近隣の方に迷惑をかけないこと。
防球ネットの範囲が限られているため、利用の際は十分にご注意ください。
- (2) 校庭内の芝生の養生に努めること。
利用範囲はダスト舗装の部分となります。芝生内での活動はご遠慮ください。
芝生の状況により、メンテナンスのため利用停止期間が発生しますので予めご了承ください。
- (3) 利用許可施設以外は立ち入らないこと。
校庭から1階教室に行くためのデッキスペースは土足で利用可能です。
ただし、利用時は、靴の泥を落とした上で利用し、利用後はゴミを残さず清掃を徹底すること。
校庭から2階ベランダに上がる階段は利用禁止です。
- (4) 駐車場の台数に限りがあるため、近隣の方は、可能な限り、徒歩または自転車で来場すること。遠方の方は、可能な限り、乗り合いまたは公共交通機関で来場すること。
- (5) 下新倉小学校は、図書館などの複合施設であるため、駐車・駐輪スペースが満車の場合があること。

◆ 空調設備利用ルール

- (1) 別冊資料「学校体育施設空調設備利用方法」を参照のうえ、利用すること。
- (2) 利用終了後は、必ず電源を消したことを確認してから、退館すること。
空調利用にあたっては、その電気料金が公費によって賄われていることを念頭に、使用後は必ず電源をオフにするなど、適切に利用してください。

7 利用許可の取り消し

次のいずれかに該当する場合、該当行為の生じた月の利用許可を全て取り消します。事情を聞き、利用状況が学校施設の開放の趣旨に反しており、利用状況の改善が見込めないと教育委員会が判断した場合は団体登録を取り消す場合があります。

- 虚偽の申請により登録したことが発覚したとき
- この手引きの項目5、6を守らなかったとき
- 活動内容が社会教育の振興にふさわしくないものであるとき
- 学校や教育委員会の指示に従わなかったとき
- 利用方法が学校の教育活動に支障をきたしたとき
- 他の学校体育施設利用者に損害または迷惑を及ぼすと認められるとき
- 秩序を乱し、公益を害する恐れのあるとき
- 借り受けた鍵を複製したことが発覚したとき

8 小中学校体育施設開放日・開放時間帯

◆ 小学校体育館開放（下新倉小学校を除く）

体 育 館	平日夜間	土・日・祝日
9時00分～13時00分		学校開放
13時00分～18時00分		学校開放
18時00分～21時30分	学校開放	学校開放

◆ 下新倉小学校体育館開放

体 育 館	平日夜間	土	日	祝日
9時00分～13時00分		学校開放	学校開放	学校開放
13時00分～18時00分		児童館 (※1)	学校開放	学校開放
18時00分～21時30分	学校開放 (※2)	学校開放	学校開放	学校開放

(※1) 毎週土曜日の午後は下新倉児童館が利用するため、学校開放対象外です。

(※2) 平日水曜日のみ、開放時間が19時～21時30分となります

◆ 小学校校庭開放（下新倉小学校を除く）

土・日・祝祭日 9:00～18:00

◆ 下新倉小学校校庭開放

校 庭	土	日・祝日
9時00分～13時00分	学校開放 (※1)	学校開放
13時00分～18時00分	学校開放	学校開放

(※1) 毎月第4土曜日の午前は下新倉児童館が利用するため、学校開放対象外です。

◆ 広沢小学校校庭夜間開放

全日 19:00～21:00（使用料 1回2時間 2,240円）

◆ 中学校体育館開放

全日 19:00～21:30

学校の長期休暇期間（夏休み等）の平日昼間や年末年始（12月29日～1月3日）は学校開放対象外です。

9 各学校 開放体育施設一覧

	学校名	開放施設	備考	住所	電話
小学校	白子小学校	校庭・体育館		白子3-2-10	461-2073
	新倉小学校	校庭・体育館	機械警備設置校	新倉2-2-39	461-2108
	第三小学校	校庭・体育館		中央1-1-4	461-2322
	第四小学校	校庭・体育館		諏訪3-20	461-4855
	第五小学校	校庭・体育館		南1-5-10	463-3100
	広沢小学校	校庭・体育館	校庭夜間照明設置校	広沢1-5	464-1149
	北原小学校	校庭・体育館		新倉1-5-27	461-3374
	本町小学校	校庭・体育館	機械警備設置校	本町31-17	466-0855
	下新倉小学校	校庭・体育館	機械警備設置校	下新倉5-21-1	464-0500
中学校	大和中学校	体育館・卓球場・格技場		丸山台2-8-8	461-2143
	第二中学校	体育館・卓球場		広沢1-4	462-1793
	第三中学校	体育館・卓球場		南2-2-1	461-3306

10 埼玉県立学校の体育施設の利用案内

※詳細は埼玉県ホームページの「県立学校体育施設開放事業」をご覧ください。
[\(http://www.pref.saitama.lg.jp/f2211/new-kaihou-top/\)](http://www.pref.saitama.lg.jp/f2211/new-kaihou-top/)

学校名	開放施設	住所	電話
和光高校	グラウンド・格技場	新倉3-22-1	463-1207
和光国際高校	グラウンド・テニスコート	広沢4-1	467-1311
和光特別支援学校	グラウンド・体育館	広沢4-3	465-9770
和光南特別支援学校	グラウンド・体育館 (障がい者団体のみ)	広沢4-5	465-9780

1 1 学校開放備品一覧

学校開放備品一覧

(令和4年8月時点)

施設名	バレーボール用具					バドミントン			卓球		ソフトバレーボール		バスケットボール
	支柱	ネット	アンテナ	コート		コート	支柱	ネット	ネット	台	コート	補助支柱	ゴール
				6人制	9人制								
白子小学校	1	1	—	1	—	2	2	3	—	—	2	1	4+2(可動式) 大人OK
新倉小学校	1	1	—	1	—	2	2	4	—	—	2	—	4+2(可動式)
第三小学校	1	1	1	1	—	2	2	5	—	—	2	—	4+2(可動式)
第四小学校	2	3	2	1	—	2	2	3	—	—	2	2	4+2(可動式) 大人OK
第五小学校	1	2	—	1	—	2	2	2	—	—	2	—	4+2(可動式)
広沢小学校	1	2	3	1	—	2	2	5	—	—	2	—	4+2(可動式) 大人OK
北原小学校	2	2	—	1	—	2	6	2	—	—	2	2	4+2(可動式)
本町小学校	1	2	1	1	—	2	3	5	—	—	2	2 (可動式)	4+2(可動式)
下新倉小学校	2	2	2	1	—	3	3	3	—	—	2	1 (可動式)	4+2(可動式) 大人OK
大和中学校	2	5	2	2	—	3	3	4	3	10	3	3	8
第二中学校	2	1	—	2	—	3	6	6	6	6	3	—	6
第三中学校	2	3	2	2	—	3	4	2	10	10	3	1 (可動式)	6